

看護師特定行為研修制度 意義や役割

～地方中小病院の現場から～

社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院

副理事長・院長 横倉義典

事務職・病院管理部門

医療専門職（看護師）

医療専門職（医師）

医療専門職（上記以外）

本日お話しすることは、

病院管理者・医師の視点から

- 看護師の卒後教育として
- 経営者の立場として
- 現場で働く同僚として

看護師特定行為研修に期待すること

• 看護師の卒後教育として

医療の進歩は日進月歩

それに伴い、医療提供者には常に進化が求められます
これは医学でも看護学でも同じでは

さらに教育体制の変化

少子化に伴う学校の変遷

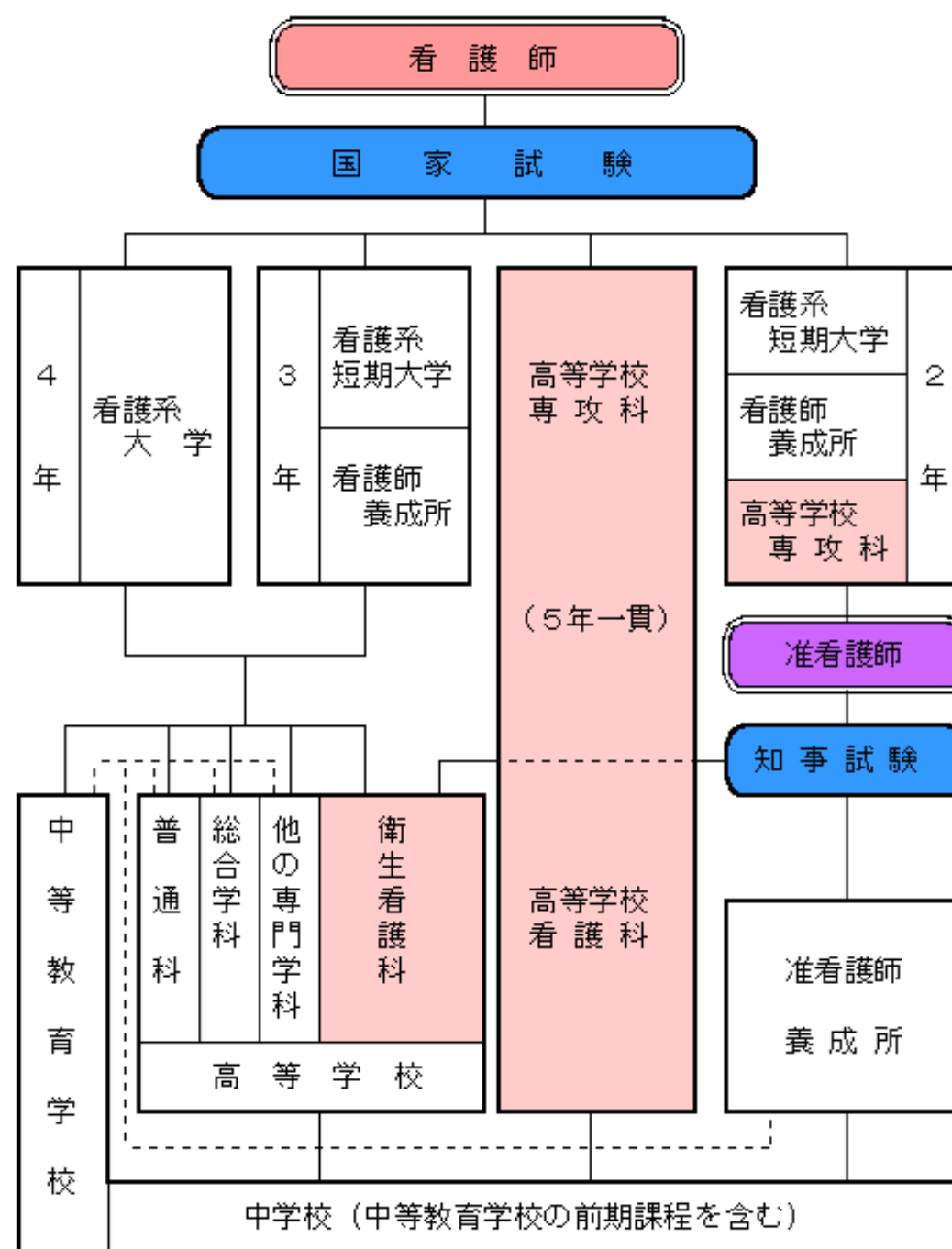
医師においては研修医制度の義務化が

大きな波を起こしました

看護師の育成って？

国家試験に至る道のりは多様で複雑

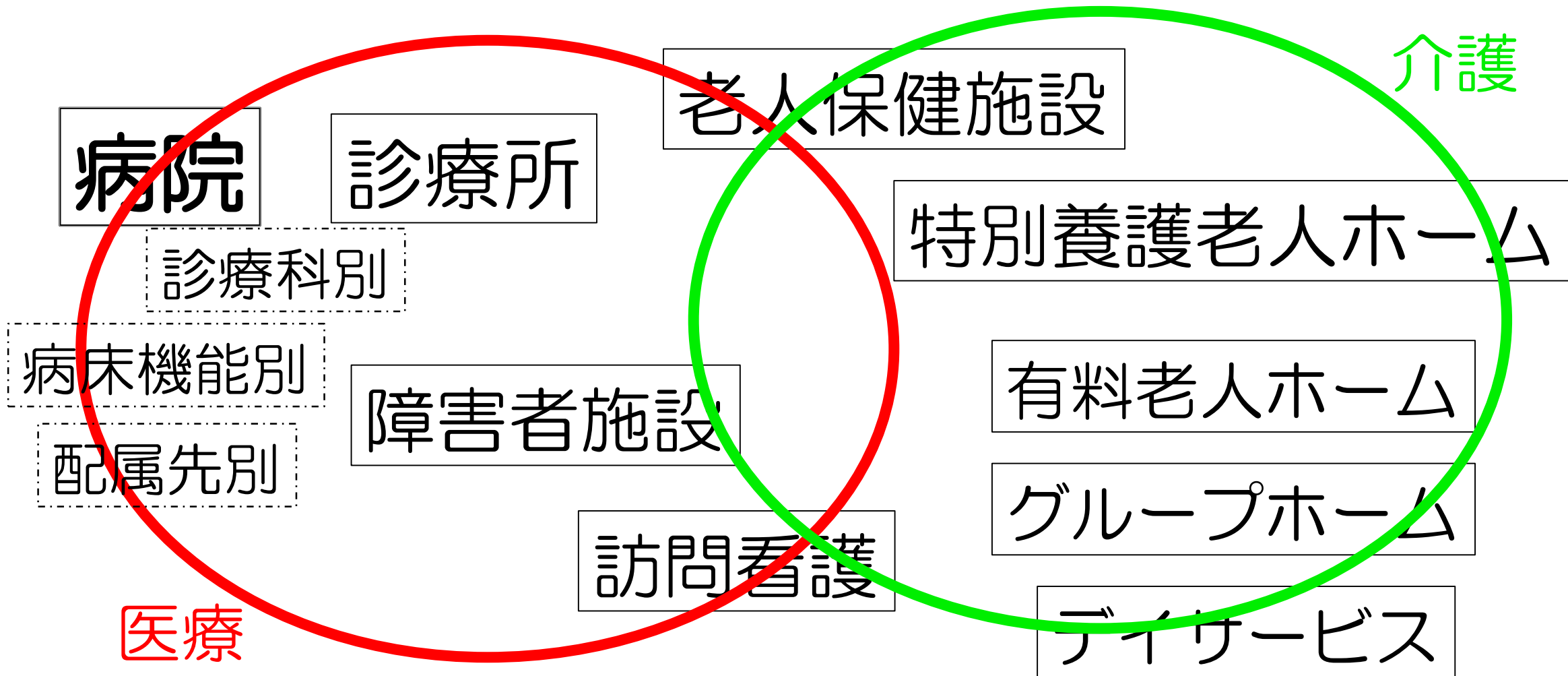
しかし、この多様性が医療介護分野に幅広く広がる看護業務を担う多様な人材を育成するのに必要では



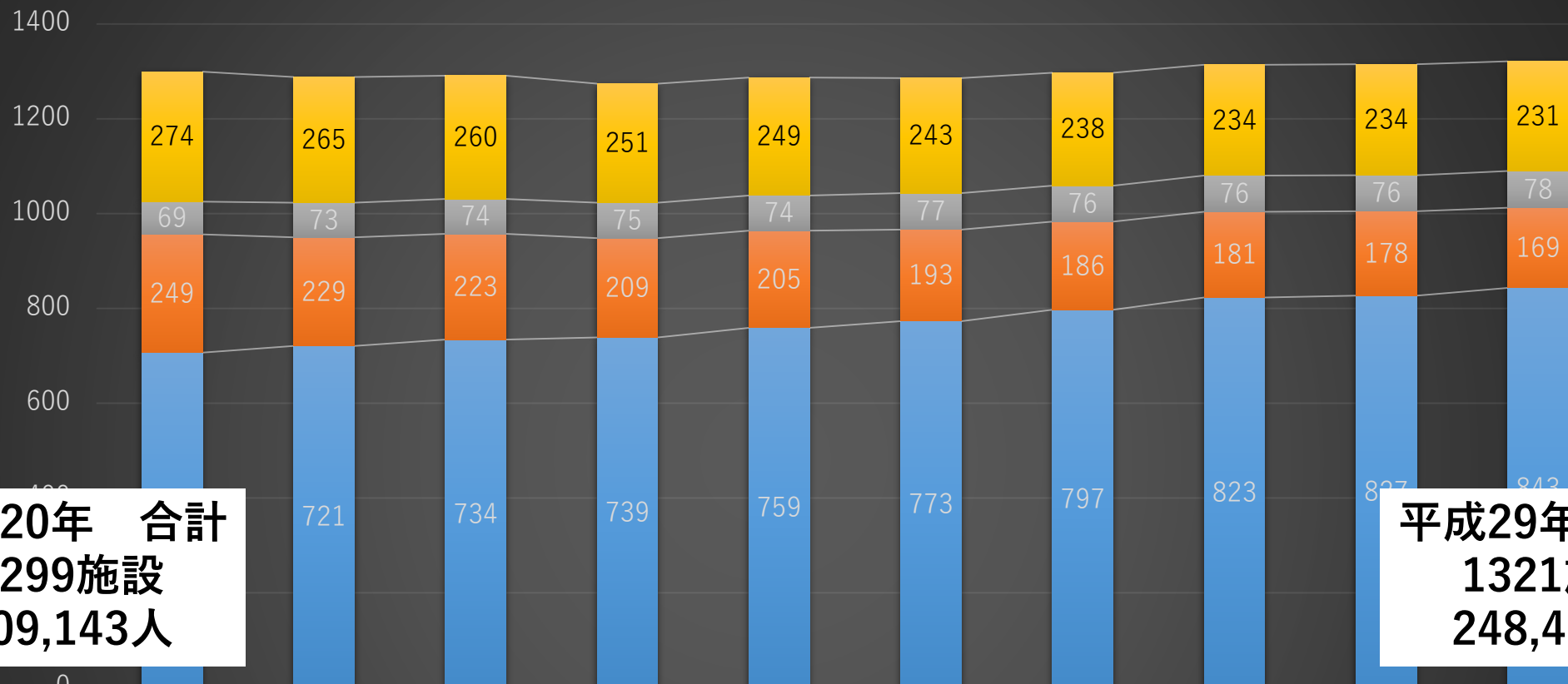
(文部科学省：高等学校における看護教育 より)

看護師の活躍する現場

この多種多様な現場で医療、看護の提供が必要



看護養成所数



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
■ 准看護師	274	265	260	251	249	243	238	234	234	231
■ 看護師5年	69	73	74	75	74	77	76	76	76	78
■ 看護師2年	249	229	223	209	205	193	186	181	178	169
■ 看護師3年	707	721	734	739	759	773	797	823	827	843

■ 看護師3年 ■ 看護師2年 ■ 看護師5年 ■ 准看護師

日本看護協会資料より

看護師の卒後教育については、日本看護協会の指針をもとに各施設が実施している

しかし、各施設には規模や機能での違いがありそこでの教育には施設間で差が生じる

さらに現場に出での教育では、経験論による指導が強くなる危険性がある

その一方で、、、

医療の統一性、効果性、安全性のため唱えられた
Evidence Based Medicine

その後、各種のガイドラインが制定

医療行為等にも手順の明確化が求められた

現場で働く看護師には
医療行為への理解が求められる

その理解には、生理学や解剖学等に基づいた
知識が必要である

学生時代や自主学習で習得している人も
存在するが、大多数ではない

また、現場で働き出してから
学習意欲、その必要性を強く感じることは多い

しかし

初めは日常業務を果たすだけで、精一杯
慣れてきても、後輩の指導、研究、研修など
次々に仕事は増える一方

いつの間にか、知識を深める余裕などなくなる

看護師が、現場で働きながら
疑問に思う事を教科書等で学習し
自分の知識と技術をより向上させること

極めて至難の技である

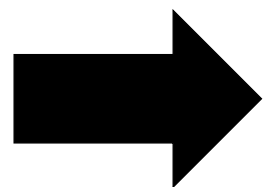
もちろんそれを可能としている
超優秀な看護師が居るのは知っていますが
そんな人達ばかりではありません

人口減少、過疎地にあり

医療職の確保が困難な、地方の中小病院で

看護師の学習環境を作るには

何か大きなキッカケが必要であった



特定行為研修実施施設への参加

- 経営者の立場として

病院名：社会医療法人

弘恵会ヨコクラ病院

(本年4月から社会医療法人になりました)

設立：昭和20年10月27日

当時、「高田村中央診療所」として

病院の立地：福岡県

地方の悩み（これは同感の方も多いはず、、）
研修を受けるにも、遠方に行く必要がある
研修会場はやっぱり 東京、大阪、福岡
時間と費用を相応に負担する必要あり
本人も家族の理解と協力が必要となる場合も

旅費と宿泊費を合わせた出張費は

セットで格安ビジネスホテル利用

早割、変更不可で予約しても

一泊二日 最安値 約4～5万円

しかも最近値上がり傾向・・・

同時に、もっと問題なのが

少数精鋭の施設において

向学心溢れるスタッフの不在

残された施設スタッフの負担増は大きな問題

経営者として

職員の育成は是非にも実行したいところ

ではあるが、

多額の費用とスタッフ不足を代償とするには

あまりにも大きな負担なのが現実です

さらに、

最近の就職説明会で聞かれるのは
教育体制の充実です

新人教育の充実だけでなく
中堅となるにあたっての教育体制は
今後の職員募集に大きな影響を及ぼす

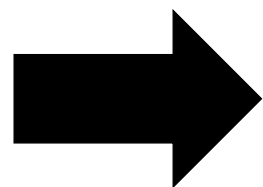
それを自施設で研修できれば

旅費は不要

スタッフの不在も影響少

施設スタッフの負担軽減にもなります

更により多くのスタッフの育成が可能となる



特定行為研修実施施設への参加へ

- 現場で働く同僚として

医師は

自分たちの行う手技について

その助手をするスタッフに対して

同等の知識と技能を要求することが多い

その要件を満たす看護師は決して多くはない

医療行為として

医師の指示のもと、様々な手技を実施できる
看護師は、地域医療の現場では必要不可欠

そして、手技を任せるには
手技の意味だけでなく、危険性と注意点を
理解しておく必要がある

今までも、それが可能な看護師は存在していたが

その様なスタッフ数を、より多く
そして 自施設で育成できれば

各施設の医療技術は
その安全性が増し、安心して受けることができる

これは地域の医療技術を
間違いなく向上させる

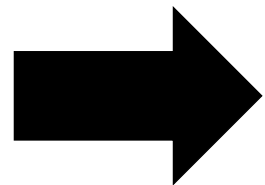
現場では

院内で医師が同席できない時の手技も
看護師が特定行為として実施できる

地域包括ケアシステムが進められる

院外では

その有効利用は計り知れないものがある



特定行為研修実施施設への参加へ

ここまでの検討で

看護師の特定行為研修施設となることは
地域の看護師教育が充実するだけでなく
施設の医療提供体制も変化させ
医療の安全性と統一性が向上し
地域に対する責務を果たす事につながる

実習施設となって

実際はどうなったのか??

- 受講生の向学心が著明に上がった
- 自習室の満席が目立つようになった
- 自分の学習時間を確保するようになった
- 各自が自分の目標を発言し目指すようになった

そして、それが他のスタッフへも波及し始めた！

今後も

より多くのスタッフの応援を得て

地域のために

より良い医療の提供ができるように邁進したい

そのためには、職員の育成が重要であり

看護師の特定行為研修は

施設が体制を変えるための大切な機会である



ありがとうございました。ご意見、ご助言待ってます。